

掛川市告示第108号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年掛川市告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月29日

掛川市長 松 井 三 郎

第14条第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母等」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。